

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律要綱

第一 課徴金制度の導入等

一 課徴金制度の導入

1 自己の供給する商品又は役務の取引についてその商品又は役務の品質、規格その他の内容が実際のもの又は事実に相違して他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に対して示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示等について、内閣総理大臣は、当該表示等を行った事業者に対し、当該行為（以下「課徴金対象行為」という。）に係る売上額に百分の三を乗じた額の課徴金の納付を命じなければならないものとする。こと。

（第八条第一項関係）

2 内閣総理大臣は、1の命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が新不当景品類及び不当表示防止法第五条第一号の不当表示に該当するか否かを判断するため必要があるとき、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的

な根拠を示す資料の提出を求めることができず、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該表示は同号の不当表示と推定するものとする。こと。
(第八条第三項関係)

二 課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額を減額する制度の導入

一の1の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣総理大臣に報告したときは、その報告が当該課徴金対象行為についての調査があったことにより課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものでない限り、一の1により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。こと。
(第九条関係)

三 返金措置の実施による課徴金の額を減額する等の制度の導入

1 五の2の通知を受けた者は、その対象期間において商品又は役務の取引を行った一般消費者であつて特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置(以下「返金措置」という。)を実施しようとするときは、その実施しようとする返金措置(以下「実施予定返金措置」という。)の内容等に関する事

項を記載した実施予定返金措置計画を作成し、これを五の二の弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができるものとする。こと。（第十条第一項及び第二項関係）

2 実施予定返金措置計画には、1の認定の申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができるものとする。こと。（第十条第三項関係）

3 1の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。こと。（第十条第四項関係）

4 内閣総理大臣は、1の認定の申請があつた場合において、実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること等の要件に適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならないものとする。こと。（第十条第五項関係）

5 内閣総理大臣は、1の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）による返金措置が当該認定を受けた実施予定返金措置計画（以下「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施

されていないと認めるときは、当該認定を取り消さなければならぬものとする。

(第十条第八項関係)

6 内閣総理大臣は、1の認定をしたときは、一の1にかかわらず、7の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じることができないものとする。

(第十条第十項関係)

7 認定事業者は、1の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画の実施期間の経過後一週間以内に、内閣総理大臣に報告しなければならぬものとする。

(第十一条第一項関係)

8 内閣総理大臣は、一の1の場合において、7の報告に基づき、1の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置で交付された金銭の額として計算した額を課徴金の額から減額するものとする。

(第十一条第二項関係)

9 内閣総理大臣は、8により計算した課徴金の額が一万円未満となったときは、一の1にかかわらず、課徴金の納付を命じないものとする。

(第十一条第三項前段関係)

10 内閣総理大臣は、1の認定をしたとき若しくはこれを取り消したとき又は9により課徴金の納付を命じないこととしたときは、速やかに、事業者に対し、文書をもってその旨を通知するものとする。

(第十条第九項及び第十一条第三項後段関係)

四 課徴金の納付義務等

1 課徴金納付命令を受けた者は、一の1、二又は三の8により計算した課徴金を納付しなければならぬものとする。

2 一の1、二又は三の8により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができないものとする。

(第十二条関係)

五 課徴金納付命令に係る弁明の機会の付与のための手続等の整備

1 内閣総理大臣は、課徴金納付命令をしようとするときは、当該課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、弁明を記載した書面（2において「弁明書」という。）を提出する機会を与えなければならぬものとする事。

（第十三条及び第十四条関係）

2 内閣総理大臣は、弁明書の提出期限までに相当な期間において、課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、納付を命じようとする課徴金の額等を書面により通知しなければならぬものとする事。

（第十五条関係）

3 2の通知を受けた者は、代理人を選任することが出来るものとする事。

（第十六条関係）

4 課徴金納付命令その他の課徴金に係る処分については、一部を除き、行政手続法第三章の規定は適用しないものとする事。

（第二十五条関係）

六 課徴金納付命令の執行のための手続等の整備

1 課徴金納付命令は、文書によって行い、納付すべき課徴金の額、納期限等を記載しなければならないものとする事。

（第十七条第一項関係）

2 1の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とすること。

(第十七条第三項関係)

3 内閣総理大臣は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならないものとする事。

(第十八条第一項関係)

4 内閣総理大臣は、3の督促をしたときは、延滞金を徴収することができるものとする事。

(第十八条第二項関係)

5 3の督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、課徴金納付命令を執行するものとする事。

(第十九条第一項前段関係)

6 5の課徴金納付命令の執行命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有することとし、その執行は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてするものとする事。

(第十九条第一項後段及び第二項関係)

7 課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び4の延滞金の請求権は、過料の請求権とみなすものと

すること。

(第二十条関係)

8 書類の送達について所要の規定の整備を行うこと。

(第二十一条から第二十四条まで関係)

七 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 附則

一 この法律の施行期日の規定を整備すること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行の状況について検討規定を設けるほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第七条まで関係)